
CBA 通報・相談窓口について

一般社団法人千葉県バスケットボール協会では、ホームページに通報・相談窓口のバナーを設置いたしました。

ヒアリングシートに必要事項をご記入いただき、メール添付にてご提出ください。

〈注意事項〉

1. 通報できる方は、被害を受けたご本人、そのご家族や代理人、または関係者の方です。
2. 通報の対象となるのは、指導者等（公益財団法人日本バスケットボール協会 暴力行為等通報窓口設置規程〔以下「設置規程」〕第 2 条に定める対象者）が、バスケットボール活動中に行った暴力・暴言などの不適切な行為（同条に定める対象行為）です。これ以外の事案については、対象外となる場合があります。
3. 当協会が対応できるのは、登録者に対し CBA 裁定規程及び CBA 規律規程に基づき登録に関する制限を行うことが中心です。所属団体における人事異動や懲罰処分（降格・異動・減給等）は当協会の権限外となりますので、あらかじめご理解ください。
4. 通報者の氏名などを直接行為者に開示することはありません。ただし、調査を進める中で、行為者が通報の事実や関係者を推測する可能性がある点についてはご承知おきください。
5. 調査結果の開示は、被害者ご本人または親権者の方に限られます。それ以外の方からのご請求には、正当な理由がある場合を除き、対応できません。
6. 善意に基づく通報は一切問題ありません。ただし、悪意をもって虚偽の報告を行った場合には、民事上または刑事上の責任を問われる可能性があります。
7. 通報後、一定期間（目安として 2 週間程度）ご連絡が取れない場合には、調査を継続できず、対応を終了する場合があります。

- 通報・相談ヒアリングシート（Word 版）
- 通報・相談ヒアリングシート（PDF 版）
- 通報・相談ヒアリングシート（記入例）